

子どもの未病対策応援プログラム登録、運営要綱

神奈川県では、超高齢社会が進行する中、健康寿命を延ばし、高齢になっても誰もが健康に暮らし、長生きして誰もが幸せだったという社会を実現することを目指して「かながわ未病改善宣言」に基づき、「食」、「運動」、「社会参加」を中心とした未病改善により、健康寿命の延伸を図る取組みを進めてきた。平成28年度からは、全ての世代の方々が未病を自分のこととして考え、行動していくよう、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた未病対策を進めている。

このような状況のもと、県と企業、団体、大学、短期大学及び専修学校との連携による「子どもの未病改善」に資するプログラムを県内の幼稚園、保育所、認定こども園及び市町村施設等で実施することにより、子どもの未病対策の推進を図るため、この要綱を制定する。

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県(以下「県」という。)内の幼稚園、保育所及び認定こども園並びに市町村施設等(以下「幼、保等」という。)を対象とする企業、団体、大学、短期大学及び専修学校(以下「企業等」という。)による子どもの未病対策応援プログラム(以下「プログラム」という。)の登録、運営に関し、必要な事項等を定めることにより、その活用を図り、県民自身の健康寿命延伸に向けた取組みを促進、支援することを目的とする。

(企業等による子どもの未病対策応援プログラム)

第2条 この要綱においてプログラムとは、主に未就学児とその保護者を対象とした、食、運動、社会参加の取組みを促進、支援するものとする。

(登録)

第3条 県知事(以下「知事」という。)は、プログラムを提供しようとする者の申請に基づき、当該プログラムが次条に定める基準に適合する旨の登録を行うこととする。

2 前項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、提供しようとするプログラムごとに次の各号に掲げる事項を記載した申請書(第1号様式)を知事

に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び所在地
- (2) プログラムの名称
- (3) プログラムの概要

(登録の基準)

第4条 登録の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 申請者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 県から県指名停止等措置要領(以下、「県要領」という。)により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていないこと。

エ 県要領に定める措置要件に該当し、同要領に定める指名停止の期間内でないこと。

オ 参加者の安全性の確保とともに、健康への悪影響を生じないように、参加者の年齢、性別等に応じた配慮を行うこと。

カ 個人情報を収集する場合は、幼、保等の承諾を得た範囲とするとともに、個人情報の保護、管理を適切に行うこと。

キ プログラムの実施目的以外に個人情報を利用する場合、或いは、第三者に個人情報を提供する場合には、幼、保等の承諾を得ること。

ク 医療行為に該当する可能性のある活動を行わないこと。

ケ 宗教性や政治性のある活動や、射幸心をあおる活動、投機的活動に繋がる可能性のある活動を行わないこと。

コ その他プログラムの運営を行う者にふさわしいと知事が認める企業等であること。

- (2) 提供するプログラムは、健康増進に資する、一定程度のエビデンスがあるもの。

- (3) 1年間に複数回提供可能なもの。

- (4) 無償または低額で提供可能なもの。

(審査会)

第5条 知事は、登録の適否について審査するため、審査会を設置する。審査会の構成員及びその運営に関して必要な事項は別に定める。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、当該登録が行われた日から起算して1年を経過する日が属する年度末までの期間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに書面による別段の意思表示がない場合は、本登録は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(登録通知書等の交付)

第7条 知事は、第3条第1項に基づく登録を行ったときは、登録を受けたプログラム（以下、「登録プログラム」という。）の申請者に対し、登録通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(登録プログラムの実施)

第8条 知事は、幼、保等からの登録プログラム実施の希望の把握、必要に応じ実施日程等の調整等、登録プログラムの提供者（以下、「プログラム提供者」という。）との仲介を図り、幼、保等は、適切な実施場所の提供及び参加者の募集、決定等を行うものとし、その詳細に関しては別に定める。

(報告)

第9条 幼、保等は、プログラムを実施した日から14日以内に、終了報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第10条 プログラム提供者は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更するときは、当該変更を行おうとする日の1月前までに、変更届出書（第4号様式）及びその他変更内容を明らかにする書類を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合において、必要があると認めるときは、プログラム提供者に対し、追加書類の提出を求め、届出内容の適否を判断するものとする。

(廃止の届出等)

第11条 プログラム提供者は、登録を廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した廃止届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) プログラム提供者の名称、代表者の氏名及び所在地

(2) 廃止の時期

(報告及び調査)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、申請者若しくはプログラム提供者に対し、資料の提出を求め、又は申請者若しくはプログラム提供者の承諾を得て調査を行うことができる。

(登録の取消し)

第13条 知事は、プログラム提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 登録の取消しを申請したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(3) 第4条に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(登録プログラムの周知)

第14条 知事は、登録を行ったプログラムの周知に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。